



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 宇 部 興 産 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 本 謙
(コード番号 4208 東証第 1 部・福証)
問 合 せ 先 I R 広 報 部 長 徳 光 真 介
(TEL. 03-5419-6110)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の件に関する議案を、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 110 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社では、2001 年より執行役員制度を導入し、執行役員に業務を執行させるとともに、取締役会が経営上の重要事項の決定と業務執行の監督に注力することで、経営の効率化・意思決定の迅速化とともに、経営の透明性の向上と経営監視機能の強化を図ってきました。

今般、本制度が十分に定着していることを受け、定款上も、業務執行の最高責任者である社長は、執行役員の役位であることを規定するため、取締役および執行役員に関する事項および株主総会の議長に関する事項並びにその他関連する事項につき、現行定款の文言の修正・削除、条文の新設および条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集権者及び議長) 第 15 条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。 社長に事故あるときは予め取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。	(議長) 第 15 条 株主総会の議長は社長がこれにあたる。 <u>社長に差支えがあるとき又は欠員のときは予め取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。</u>
第 16 条～第 18 条 (条文省略) 第 4 章 取締役及び取締役会	第 16 条～第 18 条 (現行どおり) 第 4 章 <u>取締役、取締役会及び執行役員</u>
第 19 条～第 21 条 (条文省略) (取締役の役名)	第 19 条～第 21 条 (現行どおり) (取締役の役名)
第 22 条 取締役会の決議により取締役会長、副会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。	第 22 条 取締役会の決議により取締役会長、 <u>取締役副会長及び取締役社長各 1 名を置くことができる。</u>

<p>第23条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第23条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員)</p> <p><u>第26条</u> <u>取締役会の決議により執行役員を置き業務を執行させることができる。執行役員は取締役が兼務することができる。</u></p> <p><u>取締役会の決議により執行役員の中から社長1名並びに副社長、専務及び常務若干名を選任することができる。</u></p> <p><u>第27条～第38条</u> (現行どおり)</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成28年6月29日

定款変更効力発生日

平成28年6月29日

以上